

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
令和5年4月1日時点

担当課 (                      子ども家庭課                      )

## 1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	第2期子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～見直し(案)の策定	市が考える 市民等への影響	メリット ・子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち、地域社会全体で子育てを支援を推進する。 ・市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、すべての子育て家庭への支援を充実・強化する。 デメリット 特になし。
正式名称	子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～		
概要	令和2年度に策定した第2期子どもをみんなで育む計画では、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、計画期間の中間年における見直しを行うこととなっているため、「流山市地域福祉計画」、「流山市第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」と整合させた、「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～の見直し」を策定し、子ども・子育て支援の充実を図るものである。		

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	審議会等	令和4年2月～令和4年11月中で8回程度 開催予定	審議委員(専門家、公募の市民等)	流山市子ども・子育て会議	審議会：専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。 パブリックコメント：素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和4年9月	全市民等		

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

令和3年度			令和4年度												令和5年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月	
		子ども・子育て会議														
							パブリックコメント									

## 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由